

大口町告示第27号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成24年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3意思疎通支援事業の項中「30分」を「15分」に改め、「その他契約に基づく交通費等」を削り、「3,000円」を「4,000円」に、「1,500円」を「750円」に改める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表第3（第11条、第30条、第35条、第40条、第45条関係）				別表第3（第11条、第30条、第35条、第40条、第45条関係）			
大口町障がい者等地域生活支援事業サービス利用基準額				大口町障がい者等地域生活支援事業サービス利用基準額			
事業名	サービス利用基準額		備考	事業名	サービス利用基準額		備考
意思疎通支援事業	1時間まで	<u>4,000</u> 円		意思疎通支援事業	1時間まで	<u>3,000</u> 円	
	以降 <u>15分</u> ごと	<u>750</u> 円			以降 <u>30分</u> ごと <u>その他契約に基づく交通費等</u>	<u>1,500</u> 円	
略	略	略	略	略	略	略	略